

本学外国語学部教員の研究活動における 不正行為(論文等の盗用)の認定について

1 告発の概要及び経緯

(1) 被告発者

李 東俊 外国語学部国際関係学科准教授

(2) 対象著作

①新聞連載記事

『광복 70 년・한일 수교 50 년의 재인식 (光復 70 年・韓日修交 50 年の再認識)』韓国日報、2015 年

②書籍

『불편한 회고 : 외교사료로 보는 한일관계 70 년 (不都合な回顧 : 外交史料から見る韓日関係 70 年)』図書出版三仁〔韓国〕、2016 年

(3) 告発内容

上記の対象著作において、下記の論文等からの剽窃が見られる。

①吉澤文寿『日韓会談 1965—戦後日韓関係の原点を検証する』高文研、2015 年

②高崎宗司・朴正鎮『帰国運動とは何だったのか—封印された日朝関係史』平凡社、2005 年

③朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生—1945-1965 封印された外交史』平凡社、2012 年

④長澤裕子「전후 일본의 잔여주권과 한국의 독립 승인 : 대일강화조약의 ‘한일분리’ 논리를 중심으로 (1945~52 年) (戦後日本の残余主権と韓国の独立承認 : 対日講和条約の「韓日分離」論理を中心に (1945~52 年))」、李東俊・張博珍編著『미완의 해방 : 전후 한일관계의 기원과 전개 (未完の解放 : 戦後韓日関係の起源と展開)』아연출판부 (亜研出版部)、2013 年

⑤長澤裕子「해방기 한국의 대일배상요구와 문화재 반환 문제 (解放期韓国の対日賠償要求と文化財返還問題)」2013 年韓国政治学会での発表

※原稿は韓国政治学会大会ホームページに提出、未刊行論文

⑥趙胤修「한일어업협정과 해양경계획정 50 년 (韓日漁業協定と海洋境界画定 50 年)」、『일본비평 (日本批評)』第 12 号、2015 年

⑦趙胤修「1965 年 한일어업협상의 정치과정 (1965 年韓日漁業交渉の政治過程)」、『영토해양연구 (領土海洋研究)』第 6 号、2013 年

⑧崔喜植「『분쟁해결에 관한 교환공문』 교섭과 독도 영유권 문제 (「紛争解決に関する交換公文」交渉と独島領有権問題)」、李元徳等『한일공문서를 통해 본 독도 (韓日公文書を通じて見た独島)』동북아역사재단 (東北亜歴史財団)、2013 年

⑨浅野豊美「제국 청산 과정으로서의 한일교섭 : 샌프란시스코강화조약과의 관련성을 중심으로 (帝国清算過程としての韓日交渉 : 샌프란시스코講和条約との関連性を中心に)」、李東俊・張博珍編著『미완의 해방 : 전후 한일관계의 기원과 전개 (未完の解放 : 戦後韓日関係の起源と展開)』아연

출판早（亜研出版部）、2013年

⑩【メール文】李洋秀氏から李東俊氏に送ったメール文

⑪【講演資料】李洋秀『「日韓会談で何が話し合われたのか？」1965年日韓協定で「完全かつ最終的に解決」って、どういうこと？」高麗博物館、2016年

(4) 経緯

平成28年11月27日に、外部の研究者から本件事案に係る告発文が本学研究不正行為等に関する窓口に送達された。

この告発を受け、公立大学法人北九州市立大学研究活動不正行為防止規程（以下「規程」という。）第12条第1項の規定に基づき、同年11月29日に研究不正問題協議会（以下「協議会」）を設置し、調査を開始した。

2 調査

(1) 調査体制

平成29年1月6日、協議会の下に研究不正調査委員会（以下「委員会」）を設置し、調査することとなった。（委員会の構成、開催状況は下記のとおり）

調査においては告発で指摘のあった該当箇所それぞれについて、委員会において対照表を作成して精査するとともに、規程に従い弁明聴取の機会も設けた。

(2) 調査期間

平成29年1月6日～同年7月10日

(3) 協議会・委員会の構成

①協議会の構成

（公立大学法人北九州市立大学研究不正問題協議会規程第3条第1項第1号から第4号までによる）

| 職名 | 氏名 | | 備考 |
|--------------------------|-------------|------------|--------------|
| | ～平成29年3月31日 | 平成29年4月1日～ | |
| 北九州市立大学学長 | 近藤 倫明 | 松尾 太加志 | 委員長 1号委員 |
| 北九州市立大学副学長 | 柳井 雅人 | | 副委員長 2号委員 |
| | 梶原 昭博 | | 2号委員 |
| | 漆原 朗子 | 二宮 正人 | |
| | 松尾 太加志 | 中尾 泰士 | |
| 北九州市立大学事務局長 | 吉永 高敏 | 田上 裕之 | 3号委員 |
| 北九州市立大学事務局次長 | 戸島 光義 | | 4号委員 |
| 北九州市立大学 ひびきのキャンパス担当部長 | 大谷 俊介 | 岩田 和晶 | |

②委員会の構成

(公立大学法人北九州市立大学研究不正調査委員会規程第3条第1項第1号から第4号までによる)

| 職名 | 氏名 | 備考 |
|------------------------------------|-------|-----------------|
| 北九州市立大学副学長 | 柳井 雅人 | 委員長 1号委員 |
| 北九州市立大学特任教授 | 岡本 博志 | 副委員長 4号委員 |
| 北九州市立大学事務局次長 | 戸島 光義 | 2号委員 |
| 福岡大学人文学部教授 | 広瀬 貞三 | 3号委員 (外部有識者) |
| 九州国際大学現代ビジネス学部准教授 | 山田 良介 | 3号委員 (外部有識者) |
| 三宮紀彦公認会計士事務所公認会計士 (～平成29年6月14日) | 三宮 紀彦 | 3号委員 (外部有識者) |
| 弁護士法人大手町法律事務所弁護士 (平成29年6月15日～) | 富永 剛 | 3号委員 (外部有識者) |

3 調査の結果（不正行為の内容）

(1) 不正行為の種別

盗用

(2) 不正行為に係る研究者

李 東俊 外国語学部国際関係学科准教授

(3) 不正行為の具体的な内容

別紙対照表のとおり

(4) 結論と判断理由

協議会において、書籍に係る指摘34箇所のうち11箇所については、盗用（規程第2条第2号ウに示す「他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること」）に該当すると判断した。

なお、不正の対象とされた著作のうち、新聞連載記事については、紙面が限られており、新聞記事に補注を付けることが当然に求められるものではないこと、またその内容が書籍に用いられたこと等の事情に照らし、それ自体としては判断をしなかった。

上記の盗用については、規程第2条第2号の規定に示す「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠」ったことによる盗用と認定した。

判断理由は、以下のとおりである。

① 告発の対象となった著作が学術書かどうかの判断

ア 不正の対象とされた著作について、被告発者はそれが学術書ではなく一般書である旨を主張するが、被告発者は、平成28年度に本学に提出された教員活動報告書中に当該著作を「研究成果」として記載しており、当該著作は学術書に該当すると判断した。

イ 不正の対象とされた著作について、被告発者はそれが新書的性格のものである旨を主張するが、当該著作には学術書に用いられる補注が多数付けられているため、当該著作は新書に該当するものではなく、学術書に該当するものであると判断した。

② 不正の判断基準の考え方

告発者から指摘のあった箇所について、盗用に該当する、盗用の可能性が高いが確定できない及び盗用とはいえないの3つに区分し、比較・検討した。盗用に該当するのは、文章が同一であるもの、文章の論理構成が同一であるもの（キーワード・順次性が一致するもの）及び引用が不適切なもの、とした。

4 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

被告発者は、研究者としての自覚を欠き、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったため、今回の不正が起きたと考えられる。

(2) 再発防止策

現在、全教員を対象とした研究活動の倫理研修を毎年実施しており、また e-learning による研修の定期的な受講を義務付けているところであるが、今回の不正行為を受け、新たに全教員を対象とした研究不正防止研修（研究者が守るべき基本的な研究倫理、具体的な不正事例の紹介等）を直ちに実施する。

5 本学が行った措置

(1) 対象著作の取扱いに関する勧告

被告発者に対し、被告発者が出版社に対して対象著作の出版を停止するよう求めることを勧告した。

(2) 被告発者に対する処分

本学の就業規則に基づき、停職2月の懲戒処分とした。

(参考) 経過

| | |
|-------------------|--|
| 平成 28 年 11 月 27 日 | 外部の研究者から本学に対して告発 |
| 平成 28 年 11 月 29 日 | 研究不正問題協議会を設置 |
| 平成 29 年 1 月 6 日 | 研究不正調査委員会を設置 |
| ～ 7 月 10 日 | 研究不正調査委員会における調査（計 7 回開催） |
| 平成 29 年 7 月 25 日 | 研究不正問題協議会における審議 研究不正調査委員会の調査結果を受けて不正認定 |
| 平成 29 年 8 月 9 日 | 被告発者からの不服申立て |
| 平成 29 年 8 月 22 日 | 研究不正問題協議会における審議（再調査の可否） |
| 平成 29 年 8 月 23 日 | 研究不正調査委員会における検討（第 8 回）（再調査の必要性） |
| 平成 29 年 8 月 24 日 | 研究不正問題協議会において、研究不正調査委員会の意見を踏まえ、不服申立てを棄却 不利益処分に関する委員会における懲戒処分の審議 |

平成 29 年 8 月 28 日 教育研究審議会における懲戒処分の審議開始
平成 29 年 9 月 8 日 当該教員からの陳述書提出
平成 29 年 9 月 19 日 教育研究審議会において、懲戒処分の審議（懲戒処分案の承認）
平成 29 年 9 月 20 日 理事長による懲戒処分の決定
平成 29 年 9 月 21 日 当該教員に対する懲戒処分